

◎佐賀県条例第31号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後									
別表第1（第3条、第4条関係） 使用料				別表第1（第3条、第4条関係） 使用料									
区分		単位		単価		区分		単位		単価			
重要港湾	略						重要港湾	略					
	岸壁、浮棧橋（ヨットハーバー浮棧橋を除く。）又は物揚場	略						岸壁、浮棧橋又は物揚場	略				
		ヨットハーバー浮棧橋	長さ5メートル未満の船舶	1日	860円								
				1月	9,660円								
			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	1日	1,100円								
				1月	12,100円								
			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	1日	1,410円								
				1月	14,500円								
	長さ9メートル	1日	1,860円										

改正前					改正後				
		以上の船舶	1月	19,330円					
	可動橋		略			可動橋		略	
	略					略			
	荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1回（使用時間30分まで）	9,420円		荷役機械	ガントリークレーンを使用する場合	1回（使用時間30分まで）	24,610円
		ガントリークレーンを使用する場合		24,610円					
	略					略			
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1重要港湾の項の改正規定（

ジブクレーンを使用する場合	1回（使用時間30分まで）	9,420円
ガントリークレーンを使用する場合		24,610円

を

ガントリークレーンを使用する場合	1回（使用時間30分まで）	24,610円
------------------	---------------	---------

に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。